

婦人警察官による「女性困りごと相談所」交番 の実施について

(平成9年6月20日岩地域発第395号警察本部長)

各 部 長
各 所 属 長

地域警察部門における女性の安全対策として、これまで鉄道警察隊において痴漢等の被害相談所を設置し推進を図っているところであるが、被害に遭いやすく不安感の強い一人暮らしの女性に重点を置いた安全対策を推進するため、婦人警察官による「女性困りごと相談所」交番を設置することとしたので、次により指定して地域に密着した警察活動を推進されたい。

記

1 目的

一人暮らしの女性は、性的犯罪等に対する不安感が強いこと及びその被害に遭う可能性が高いことから、交番に配置された婦人警察官による一人暮らしの女性等から相談対応活動を推進し、地域の安全と平穏を確保することを目的とする。

2 実施交番の指定

各署においては、平成9年7月1日以降、婦人警察官の配置になっている交番を対象に実施交番を指定すること。

なお、指定にあたり女性相談者のプライバシー等の権利の保護を確実なものとするため、コミュニティルーム、休憩室、相談室等のない交番については、外部から相談者の姿を見ることができない設備を設け、できる限り女性が安心して相談できるよう環境の整備に努めること。

3 実施体制

原則として、週1回程度(例～毎週何曜日の午前10時から午後5時)として定期的に相談日を設定すること。

相談に当たる婦人警察官は、巡回連絡等の基本勤務を行いながらその業務に当たることとなるが、相談者の利便を考慮して、相談時間帯を一定にして実施し、相談日に婦人警察官が確実に在所するよう勤務時間の弾力的な運用を図ること。

また、婦人警察官が不在中に相談のため来訪、電話等があった場合には、婦人警察官への帰所の指示、相談者への婦人警察官の在所する日時の教示等の措置を講ずること。

4 活動内容

- (1) 来訪、又は電話等による女性からの相談への対応、アドバイス等。
- (2) 必要に応じて、相談者を訪問する。受持区を持っている婦人警察官の場合は、巡回連絡の一環としても相談活動を行う。
- (3) 女性向きアパート・マンション等の管理人との連携。
- (4) パトロール等被害防止措置。(必要に応じて男子警察官と連携する)
- (5) 被害の事件化のための措置。(必要に応じて男子警察官と連携する)

5 広報活動

事前の広報はもとより相談活動開始後においても、ミニ広報紙、市町村広報誌等各種媒体を効果的に活用し、女性相談実施交番の趣旨、業務の内容、相談日等について継続的な広報を行うこと。

また、実施交番に様式1の看板を掲示すること。

6 管理

(1) 指導体制の確立

相談を受理する婦人警察官の実務能力等を勘案し、「地域警察官のための被害者対策マニュアル」(平成8年10月、執務資料)を参考に教養するほか、地域警察幹部による指導体制の確立に努めること。

(2) 情報の管理

相談を受理した婦人警察官は、相談内容等を様式2「女性困りごと相談受理簿」に記載して署長に報告すること。

相談に係わる情報については、地域課長が管理責任者となり保秘を徹底すること。

(3) 引き継ぎ

ア 犯罪に係わると認められる相談を受理した場合は、速やかに主管課に引き継ぐこと。

イ 受持警察官又は他の交番等の警察官に連絡・引き継ぎ等をする必要があると認められる相談を受けた婦人警察官は、相談者の了解を得た上、相談者のプライバシーの保護に十分注意して連絡等を行うこと。

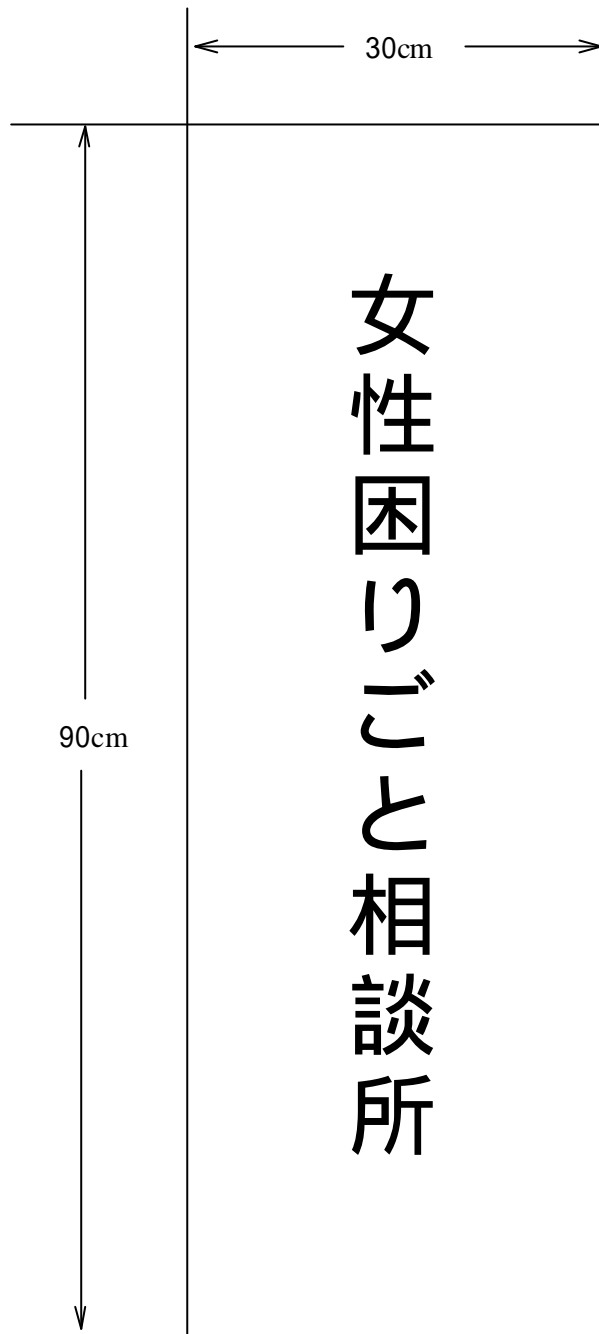
ウ 受持警察官が巡回連絡等を通じて婦人警察官が処理することが適切と思われる相談を受けた場合は、婦人警察官に引き継ぐこと。

7 報告

婦人警察官による「女性困りごと相談所」交番を指定した場合は、様式3「女性困りごと相談所交番指定報告書」により報告するとともに、人事異動等により閉鎖した場合も報告すること。

様式 1

看 板



材質 白地プラスチック板

文字 黒文字

女性困りごと相談受理簿

_____ 交番

決 裁	署 長	副署(次)長	地 域 官	地域課長	地域係長	係		交 番 所 長
						月 日		
受 理 年 月 日		平成 年 月 日	受 理 場 所					
		午前・午後 時 分						
相 談 者 住所、職業 氏名、年齢等								
相 談 内 容							処 理 結 果	
相 談 項 目								
関 係 人 等 (関係場所)								
相 談 要 旨								
取 扱 者 所 属 ・ 階 級 ・ 氏 名			交 番 、 階 級 氏 名			印		

「女性困りごと相談所」交番指定報告書

警察署

項 目	内 容
実施指定交番名	交番 住宅地域、商業地域、駅前地域（いずれかに印）
実施（予定）年月日	平成 年 月 日（予定）
相談受理日及び受理時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日 時から 時 ・ 毎週 曜日 時から 時 ・ 毎月 日 時から 時 ・ その他
相談受理婦人警察官	交番、階級 氏名
相談受理場所の環境	相談受理場所 （事務室の場合、衝立利用・ブラインド設置等）
指導担当者	職名 階級 氏名
広報内容、方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の内容（相談日、相談時間、担当者名、連絡先等） ・ 広報の方法（ミニ広報紙、マスコミ報道、パトロールカード作成等）
参考事項	（問題点、担当者の反応、工夫・配意した点等）